

在学生の皆さま

2020年5月20日

学生支援緊急給付金について

学生緊急給付金給付事業【「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』】が令和2年5月19日（火）に閣議決定されました。

これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響による更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定されることから、今回の新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を支給することで支援を行うものです。

給付金の支給を希望される方は必要書類を大学に提出し、要件を満たしているか等の審査を経て日本学生支援機構に推薦されます。ただし、この推薦には人数の制限があるため、より緊急性の高い方が優先されます。

申込締切日や申請書の提出方法などは後日、webポータルにて案内を致します。

詳細や申請書類については下記の文部科学省のホームページを参照頂き、申請書等をダウンロードして提出の準備を進めてください。

対 象：学部生・大学院生・留学生のうち、支給対象者の要件（基準）を満たしている者
（申請の手引き P5 を参照）

支給額：住民税非課税世帯の学生等 20万円
上記以外の学生等 10万円

詳細及び申請書類等：「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

学生支援課

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設

背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきている。
- これら経済的困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、各大学独自減免措置への支援等の対応をとってきているところ。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定され、これに対する対応を早急に検討する必要あり。

➡ **将来の経済社会基盤を確保する観点から「学びの継続」のために必要な「学生支援緊急給付金」を創設**

事業の概要

○事業のポイント

- 特に家庭から自立した学生等において、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトの減・解雇等突然の収入減による「学びの継続」の危機を抱える状況を踏まえ、**より早く現金が手元に届くスピード重視の制度設計**
- 上記学生等を取り巻く経済環境の激変への対策とともに新型コロナウイルス感染症の**長期化も見据えた「学びの継続」のためのこれまでの支援策との連携**

◇ **対象学生：国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校** ※留学生を含む
(日本語教育機関を含む)

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているもの

◇ **対象者： 約43万人**

◇ **給付額：** 住民税非課税世帯の学生 20万円
上記以外の学生 10万円

◇ **所要額： 約530億円**

事業スキーム

